

整備基準の解説



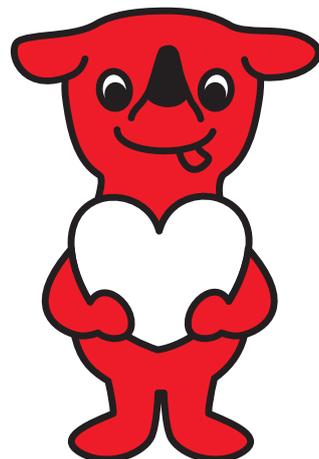
建築物

公共交通機関の施設

道路

公園等

共通事項



道 路

1 歩道

基本的考え方 歩道を設ける場合に、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、必要な幅員の確保や段差の解消等を行う。

■ 整備基準	■ 基準の解説
歩道は、次に定める構造とすること。	
(1) 幅員は、2m以上とすること。	● 幅員を2mとしているのは、車椅子使用者のすれ違いを考慮したものである。⇒図 1-1
(2) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。	
(3) 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。	● 「車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造の溝蓋」とは、穴の大きさが円形の場合は直径2cm以下、格子型の場合は長さ10cm、幅1.5cm以下のピッチのものをいう。
(4) 歩道と車道は、工作物により明確に分離すること。	● 歩道と車道との境を、縁石、防護柵、植樹帯等で明確に区分することで、歩行者の安全に配慮を求めている。⇒図 1-2
(5) 歩道の巻き込み部分、歩道が横断歩道と接する部分及び横断歩道と中央帯が交差する部分は、車椅子使用者の通行に支障のない構造とすること。	
(6) 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道その他視覚障害者の歩行の多い歩道には、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。	● 「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」に基づき敷設する。

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の適用対象である道路については、法その他の関係法令、地方公共団体が条例で定める基準の内容も確認すること。

《設計上の配慮事項》

<配置等>

- 歩車道分離の方法としては、連続した平坦性を確保できるセミフラット方式が望ましい。⇒図 1-2

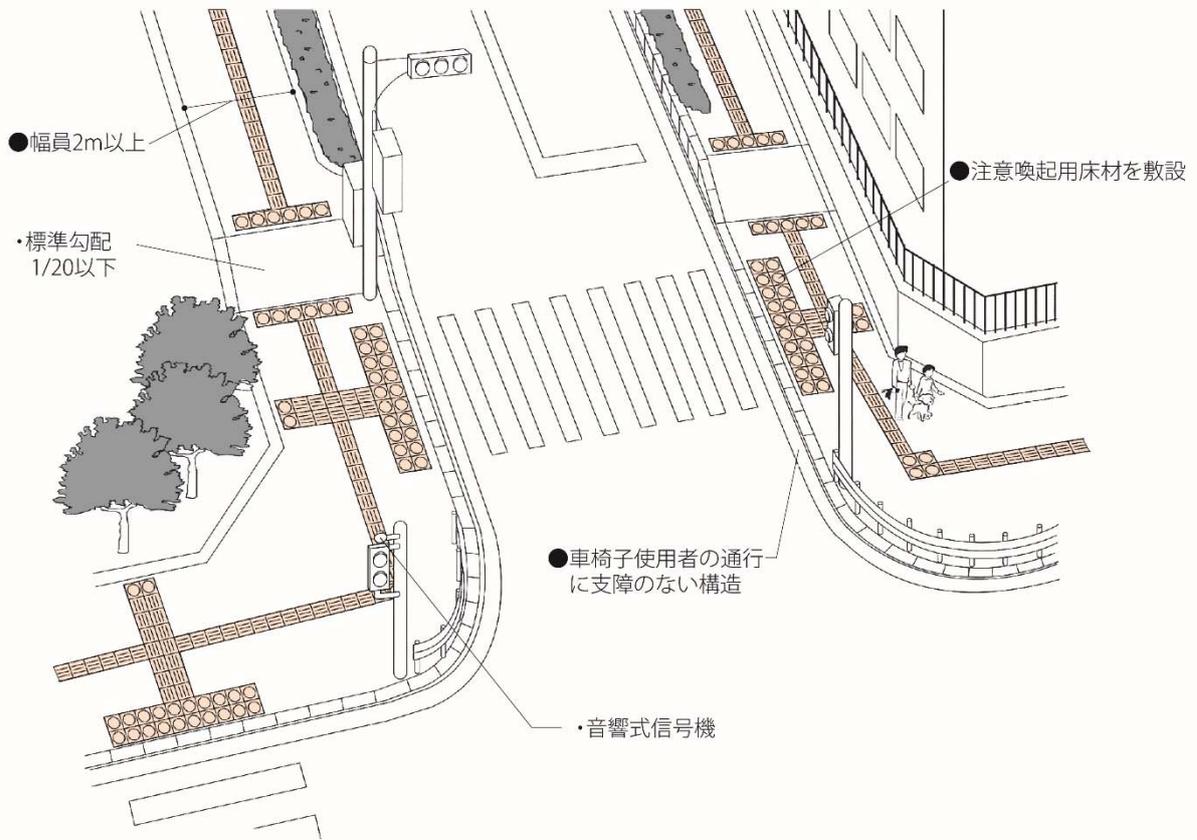
<寸 法>

- 沿道の利用状況等により、有効幅員2m以上の確保が困難で、幅員を1.5mとした場合は、部分的に2m以上の有効幅員を確保することが望ましい。
- 歩道を切下げの場合は、原則として幅員2m以上の平坦部を連続させることが望ましい。
- 横断歩道に接する部分には、信号待ち等のため車椅子の止まれる水平な部分を1.5m以上設けること。
- 横断歩道部分には、車椅子の利用者等の安全な通行を考慮し、原則として1m以上の平坦部を連続して設けることが望ましい。

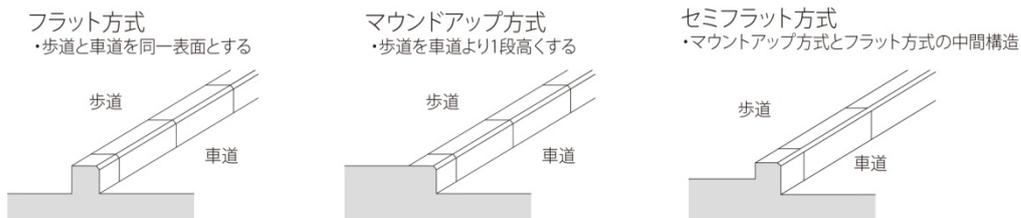
<設備・備品等>

- 車両の乗り上げや不法占拠によって有効幅員が狭められないように、車止め等を設置する。
- ベンチ等を必要に応じて設置する場合は、関係法令を遵守すること。
- 通行動線上に排水溝やますを設置する場合は、歩行者の支障とならない蓋の構造とする。

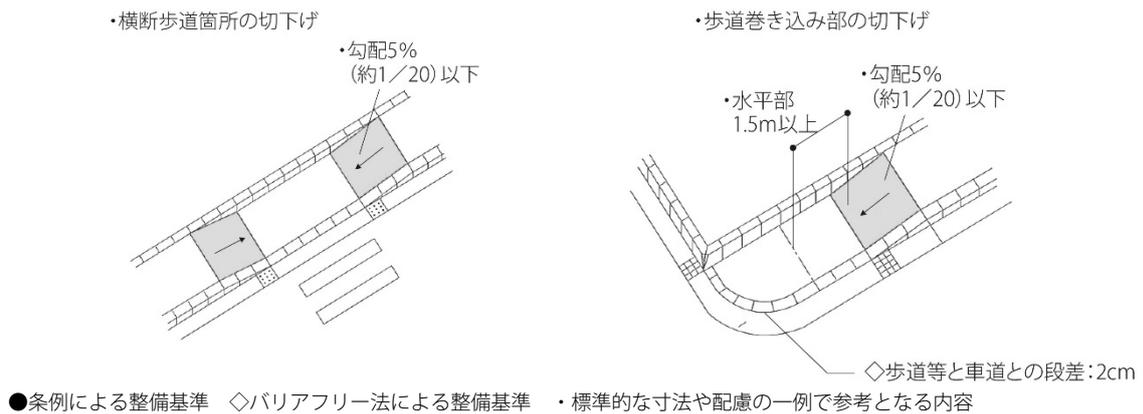
歩道の整備例 [図 1-1]



歩道分離の方法 [図 1-2]



切り下げの例 [図 1-3]



道 路

2 横断歩道橋及び地下横断歩道

基本的考え方 横断歩道橋及び地下横断歩道を設ける場合は、高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できる構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
横断歩道橋及び地下横断歩道は、次に定める構造とすること。	● 一般的使用は「立体横断歩道施設技術基準・同解説」を参照
(1) 階段は、回り段を設けないこと。	● 「回り段」とは、らせん階段や踊場に段差を設けること等により、ひとつの踏み面で踏幅が違うものをいう。
(2) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。	
(3) 階段、傾斜路及び踊場の部分には、両側に手すりを設けること。	
(4) 昇降口には、注意喚起用床材を敷設すること。	

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の適用対象である道路については、法その他の関係法令、地方公共団体が条例で定める基準の内容も確認すること。

《設計上の配慮事項》

<配置等>

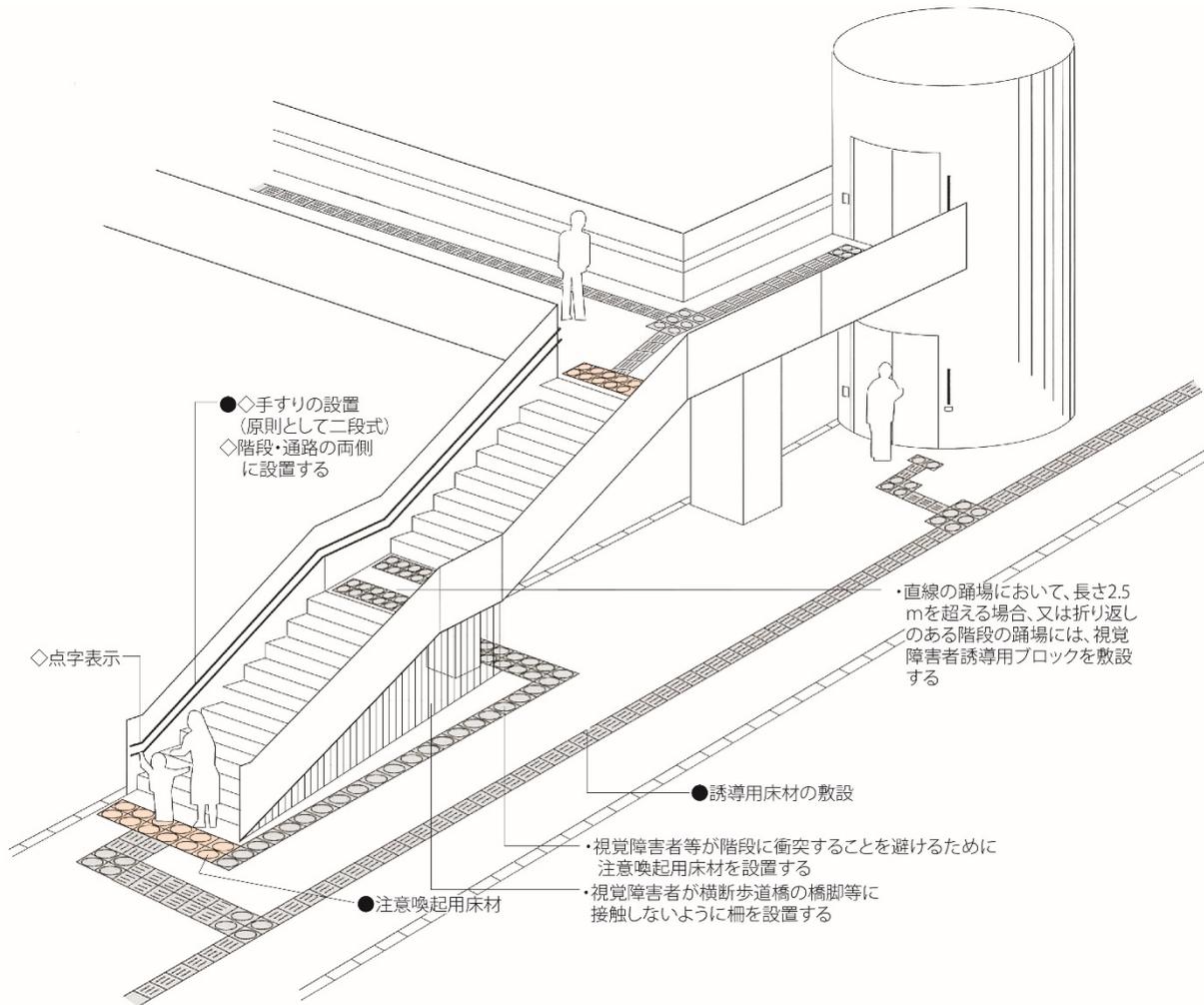
- 常時、横断歩行者数が多い場所等では、高齢者、障害者等の利用を考慮して、エレベーター又はエスカレーター等の昇降施設を設置する。
- 階段の直前部分と、踊場において、長さが2.5mを超える場合、または折り返しを設置する場合には、注意喚起用床材を設置する。⇒図 2-1
- 立体横断施設は施設を利用する歩行者の安全を確保するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすい構造とする。

<設備・備品等>

- 手すりの端部及び曲がり角等の要所には、現在位置施設案内等を表示する点字プレートを設置する。⇒図 2-2

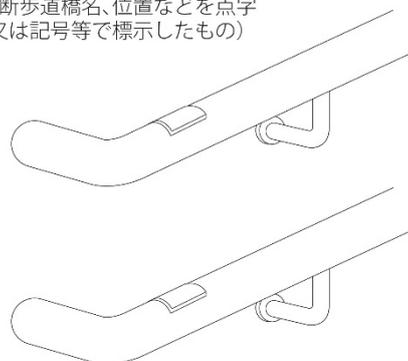
2 横断歩道橋及び地下横断歩道

横断歩道橋の整備例 〔図 2-1〕



点字プレートの設置例 〔図 2-2〕

- ・点字プレートの設置
(横断歩道橋名、位置などを点字又は記号等で標示したもの)



公園等

1 出入口

基本的考え方 利用者の用に供する出入口について、1以上を車椅子使用者が通過できる構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
利用者の用に供する公園等の出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。	
(1) 幅は、内法（のり）を1.2m以上とすること。	● 内法の幅1.2mとは有効幅1.2mのことであり、人が横向きになれば車椅子とすれ違うことのできる寸法である。
(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合であって、2「園路」(7)エに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときは、この限りでない。	● 「車椅子使用者が通過する際に支障とならない段」とは、「高低差が2cm程度以下で丸みを持たせた段」等であり、車椅子で支障なく通過できる構造のものである。 ● 地形の状況その他の特別の理由とは、丘陵地など急峻な地形に立地するなど、十分なすりつけの場所が確保できない、又は景観や文化財等に重大な影響を及ぼすおそれがあるなど土地の改変に制約があり、工夫してもなお、対応させることができない場合をいう。

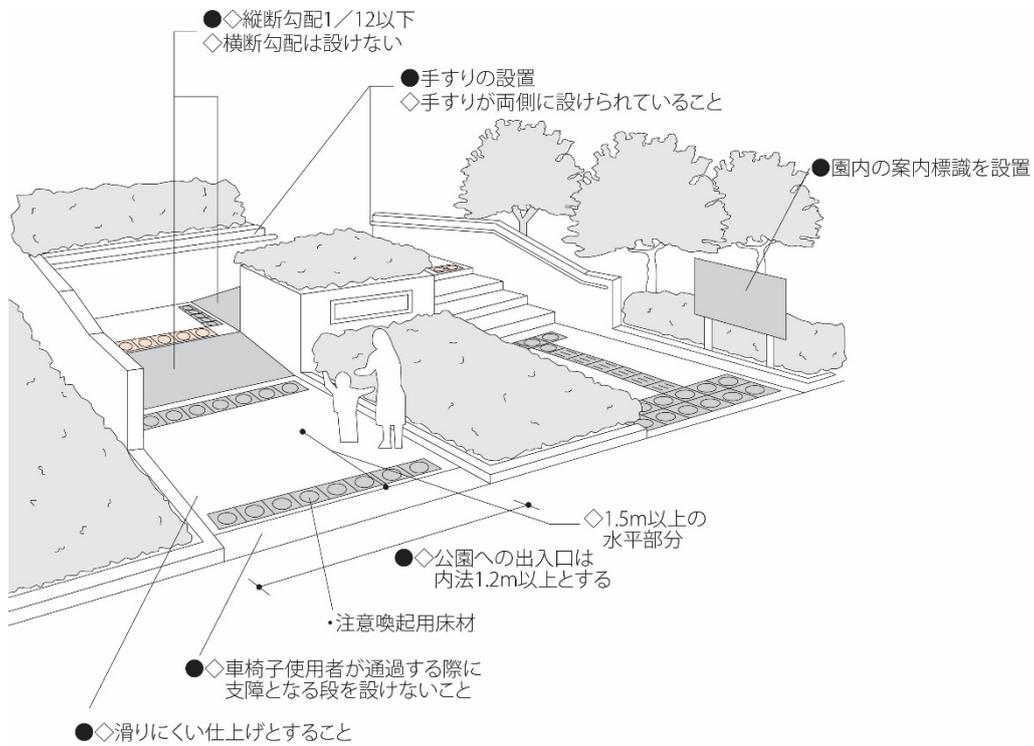
※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の適用対象である公園については、法その他の関係法令、地方公共団体が条例で定める基準の内容も確認すること。

《設計上の配慮事項》

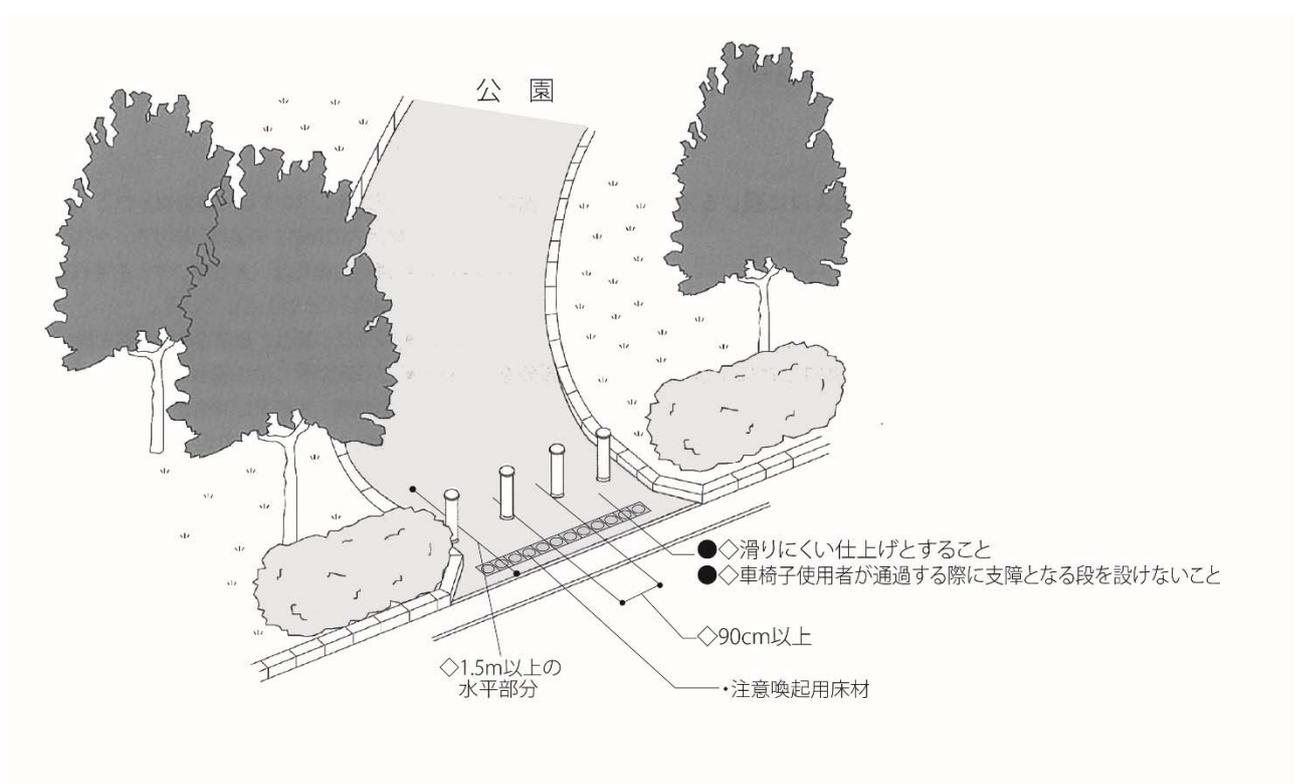
<配置等>

- オートバイ等の乗り入れ規制や公園等の利用者の安全確保のために車止めを設ける場合は、車椅子使用者の通行に支障のない構造とする。

出入口の整備例 (1) (階段と傾斜路を併設した場合) [図 1-1]



出入口の整備例 (2) (車止めを設けた場合) [図 1-2]



●条例による整備基準 ◇バリアフリー法による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

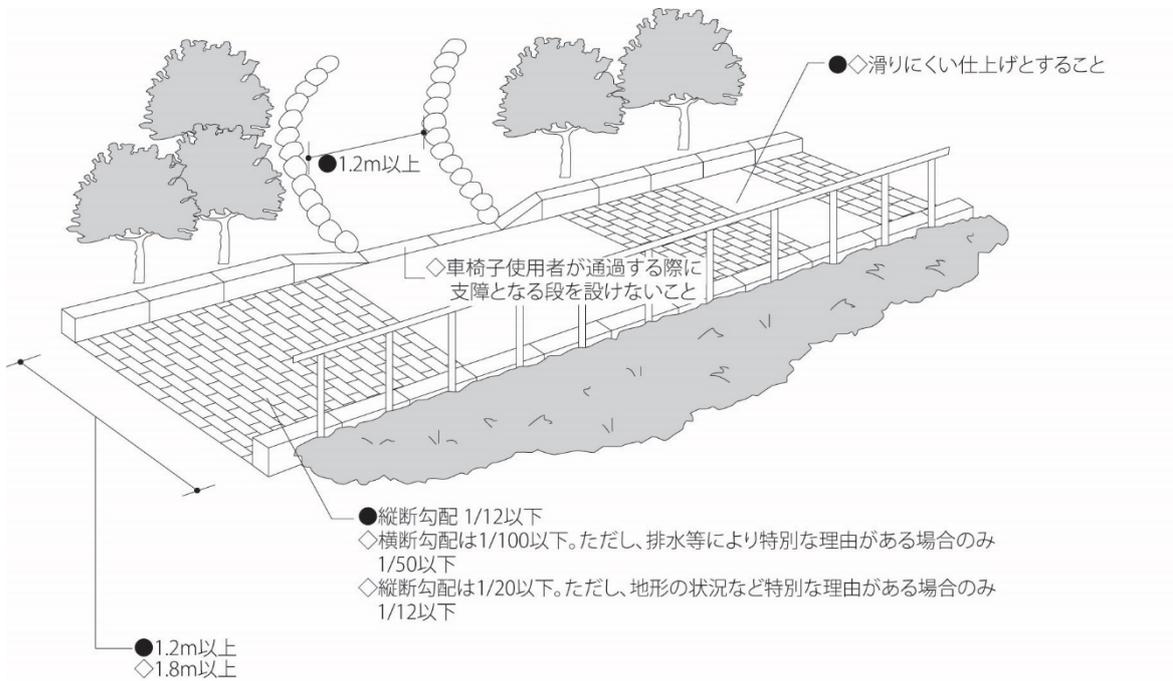
公園等

2 園路

基本的考え方 車椅子が通過できる出入口に通じる主たる園路については、高齢者や障害者等を含むすべての人が利用できる構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
1 「出入口」に定める構造の出入口に通じる主たる園路は、次に定める構造とすること。	下記以外については「建築物」の2「廊下等」及び16「敷地内の通路」の基準に準ずる
(1) 幅員は、1.2m以上とすること。	● 園路の幅員 1.2mとは有効幅 1.2mのことであり、人が横向きになれば車椅子とすれ違うことのできる寸法である。
(2) 縦断勾配は、12分の1を超えないこと。	● 縦断勾配は、建築物の傾斜路と同じである。
(3) 勾配が継続する場合は、50m以内ごとに 1.5m以上の水平部分を設けること。	● 勾配が長くなる場合は、昇降中の車椅子使用者が休憩、加速又は減速できるように、50m以内ごとに 1.5m以上の平坦な部分を設けることとしている。 なお、当該基準は、勾配が緩やかな場合を想定しており、12分の1の勾配が連続する場合等（例 勾配12分の1で9mを超える場合）には、建築物の傾斜路の基準を準用すること。
(4) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。	● 路面は固くしまっていて滑りにくいものとする。水たまりやぬかるみが生じないように、排水について十分配慮する。 ● 舗装の場合は、濡れても滑りにくい材料を用い、平坦な仕上げとする。特に濡れるおそれのある部分は、床仕上げに配慮する。
(5) 必要に応じ、手すり等の転落を防ぐ措置を講ずること。	● 転落防止の手すりを設ける場合、その高さは1.1m以上とすること。
(6) 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。	
(7) 段を設ける場合は、次に定める構造とすること。	
ア 「建築物」の3「階段」(1)、(2)及び(4)に定める構造とすること。	
イ 踏面は、滑りにくい仕上げとすること	● 上記(4)に準ずる。
ウ 段の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。	
エ 次に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。	
(ア) 幅は、内法(のり)を90cm以上とすること。	
(イ)「建築物」の2「廊下等」(5)イからエまでに定める構造とすること。	● 「建築物」の16「敷地内の通路」の整備基準において、2「廊下等」の整備基準を引用している。
(ウ) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。	● 上記(4)に準ずる。
(エ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。	

園路（通路）の整備例 〔図 2-1〕



公園等

■ 整備基準	■ 基準の解説
(オ) 傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。	
(8) 必要に応じ、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。	

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の適用対象である公園については、法その他の関係法令、地方公共団体が条例で定める基準の内容も確認すること。

《設計上の配慮事項》

<配置等>

- 幅が3m以上の段等には、中間にも手すりを設けることが望ましい。⇒図 2-2

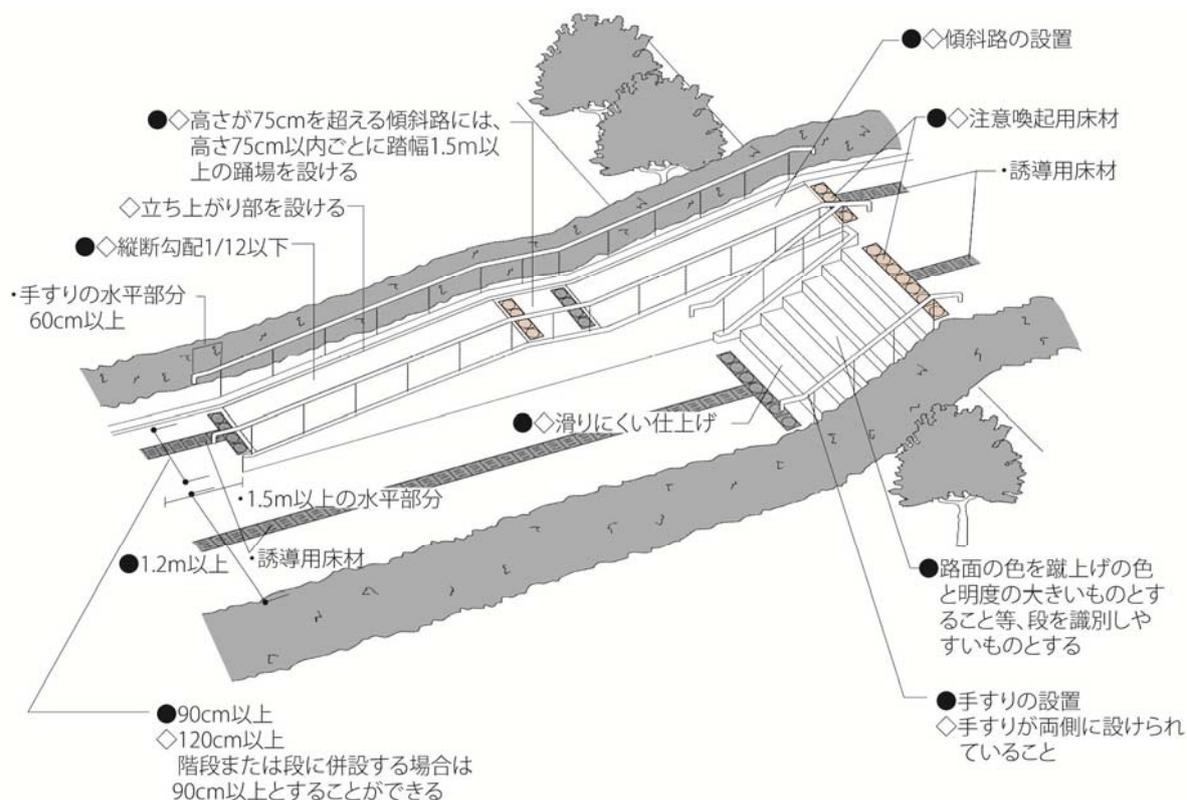
<寸法>

- 分岐点又はすれ違いを必要とする箇所においては、幅は1.8m以上とする。⇒図 2-1
- 切り下げ部分の有効幅は1.2m以上とする。⇒図 2-1

<設備・備品等>

- 異種の舗装材料の境目では、経年により劣化の差が起き、段差が生じる場合があることから、段差の発生に配慮する。

園路（通路）に設けられる階段・傾斜路の整備例 [図 2-2]



●条例による整備基準 ◇バリアフリー法による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

3 便所

基本的考え方 利用者の用に供する便所は、高齢者や障害者等が利用しやすい構造とし、車椅子使用者等が円滑に利用できる構造の便房等を設ける。

■ 整備基準	■ 基準の解説
(1) 利用者の用に供する便所は、次に定める構造とすること。	● 「建築物」の5「便所」の基準に準ずる。
ア 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。	● 「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。
イ 男子用小便器を設ける場合は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器であって、その両側に手すりが適切に配置されたものを1以上設けること。	● 「建築物」の「便所」との相違点は、整備基準に定める構造の男子用小便器の設置を1以上の便所に限定していないことである。 ● 男子用小便器を設ける便所には、肢体不自由者等が立位を保持できるように手すりを設けた床置き式又はリップ高さ 35cm 以下の低リップの壁掛式その他これらに類する小便器を1以上設置することを求めている。
(2) 利用者の用に供する便所のうち、1以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の便所は、(1)に定める構造とするほか、「建築物」の5「便所」(1)に定める構造とすること。	● 「建築物」の5「便所」の基準に準ずる。 ● 高齢者、車椅子利用者、子ども連れの人、オストメイト等、できるだけ多くの人が利用できるトイレの設置を求めている。

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の適用対象である公園については、法その他の関係法令、地方公共団体が条例で定める基準の内容も確認すること。

《設計上の配慮事項》

<全 般>

- 公園等に設ける便所（公衆便所）は、建築物としてバリアフリー法に基づく基準（50 m²以上は基準適合の義務がある）のほか、県条例に基づく基準の適用も受けるため、施設の設計において注意が必要である。（公園等の便所の整備基準は建築物とは異なる部分がある）

<配置等>

- 手すりを設置した男子用小便器は出入口に近い位置に配置することが望ましい。

公園等

4 駐車場

基本的考え方 利用者の用に供する駐車場を設ける場合は、車椅子使用者が駐車できる区画を1以上設置する。

■ 整備基準	■ 基準の解説
(1) 利用者の用に供する駐車場には、次に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。	● 「建築物」の15「駐車場」の基準に準ずる。
ア 車椅子使用者用駐車施設へ通じる1「出入口」に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路（(2)に定める構造の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。	
イ 「建築物」の15「駐車場」(2)イ及びウに定める構造とすること。	
(2) 車椅子使用者用駐車施設へ通じる1「出入口」に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る通路は、2「園路」(4)、(6)並びに(7)ア及びイに定める構造とすること。	
(3) 車椅子使用者用駐車施設へ通じる1「出入口」に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。	
ア 幅員は、1.2m以上とすること。	
イ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。	
(ア) 「建築物」の2「廊下等」(5)のアからエまでに定める構造とすること。	
(イ) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。	● 駐車施設の表面は、平坦とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。
(ウ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。	

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の適用対象である公園については、法その他の関係法令、地方公共団体が条例で定める基準の内容も確認すること。

《設計上の配慮事項》

<配置等>

- 歩車道の動線は、歩行者（車椅子使用者を含む）の安全に配慮し、可能な限り分離する。
- 車椅子使用者用駐車施設の数、建物の利用目的、使用頻度などを考慮して決定する。
- リフト付きバン等の特殊車両の利用が想定される場合は、車椅子使用者用駐車施設の位置、後部のリフト或いはスロープの利用スペースの確保など、区画の形状や面積に配慮する。

- 車椅子使用者が利用できる園路に近く、接続しやすい位置に設けるものとし、また、乗降の際の安全性の確保に配慮する。
- 車椅子使用者用駐車施設は段差を設けないことが望ましい。また、歩行者通路との境に段差がある場合は、園路の整備基準に準じて段差を解消するものとする。

<設備・備品等>

- 駐車場進入口には、車椅子使用者用駐車施設、便所、エレベーター、避難誘導ルート、非常口等を明記した案内標示を設置する。
- カーブ等の見通しの悪い箇所には、カーブミラー等を設置する。
- 車椅子使用者は、車の乗降に時間を要するので、雨天時に身体が濡れないように屋根を架けることが望ましい。
- 車椅子使用者用駐車施設は駐車スペース路面に「国際シンボルマーク」を、乗車用スペース路面に車線を表示し、車椅子使用者等の駐車スペースであることを示す。

<仕 上>

- 車椅子使用者用駐車施設の路面は滑りにくく平坦な仕上げとする。

公園等

5 案内標示

基本的考え方 高齢者や障害者等が公園等の利用に関する情報を的確に把握し、安全かつ確実に目的の場所に到達できるように情報提供する案内板を設ける場合は、車椅子使用者が通過できる構造の出入口付近に設置する。

■ 整備基準	■ 基準の解説
案内板のうち、1以上の案内板は、1「出入口」に定める出入口の付近に、次に定める構造のものを設けること。	● 「建築物」の14「案内標示」の基準に準ずる。
(1) 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。	● 高さ、文字の大きさ等については、大きめの文字や平面図を用いてわかりやすいデザインとするとともに、色彩にも配慮するよう求めている。 ● 案内板は、車椅子使用者が近づきやすい位置、車椅子使用者が見やすい高さとする事等に配慮して設置する。
(2) 点字による表示を行うこと。	● 視覚障害者が施設内部の情報を的確に把握できるようにするため、点字による表示を求めている。
(3) 3「便所」(2)に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。	● 車椅子使用者用便所の位置、経路等を案内板に表示することで、車椅子使用者が安心して施設を利用できるようにすることを求めている。

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の適用対象である公園については、法その他の関係法令、地方公共団体が条例で定める基準の内容も確認すること。

《設計上の配慮事項》

<配置等>

- 案内板等は高齢者や障害者が近づきやすいよう、園路、広場から60cm以上離さないようにすることが望ましい。
- 案内板等は通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置すること。ただし、やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上2.5m以上になるよう設置すること。⇒図5-1

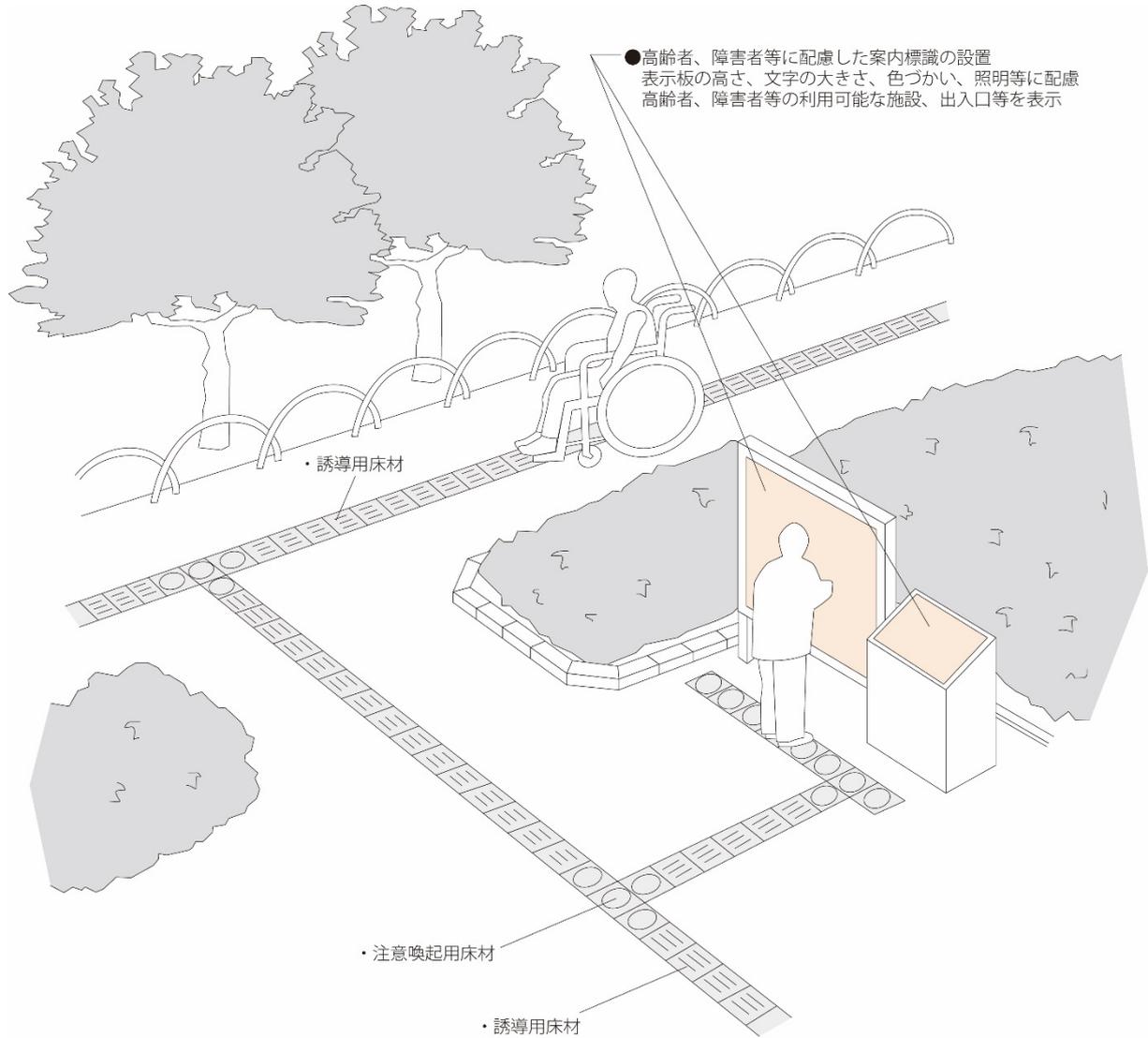
<寸法>

- 案内板等の高さは、地面から板面の中央の位置を1.35mとすることが望ましい。⇒図5-1

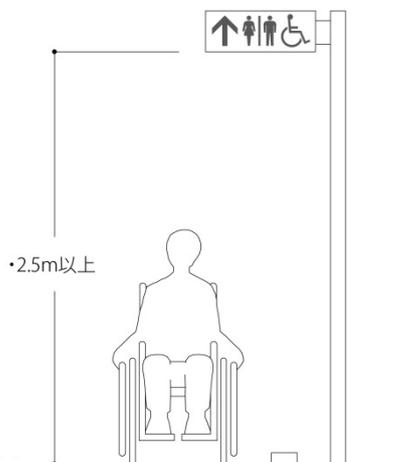
<設備・備品等>

- 標示板には、障害者等の利用可能な施設、出入口等を表示する。
- 要所では、必要に応じて点字表示等を用いた視覚障害者用案内標識を設置する。
- 災害時の緊急避難に用いる公園等においては、放送設備及び放送内容を視覚的に表示する文字表示設備等を設置する。

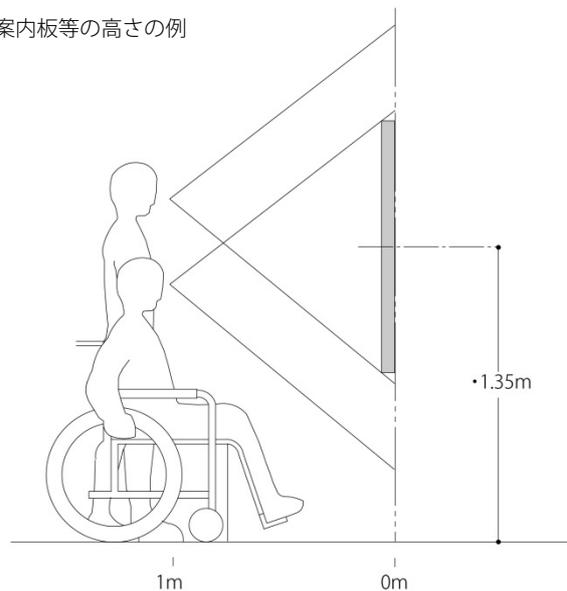
案内標識の整備例 [図 5-1]



案内板等が通路に突出する場合の例



案内板等の高さの例



●条例による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

公園等

6 その他の施設

基本的考え方 公園内に設けるベンチ、野外卓、水飲場等は、高齢者や障害者等が利用しやすい構造とする。

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の適用対象である公園については、法その他の関係法令、地方公共団体が条例で定める基準の内容も確認すること。

《設計上の配慮事項》

【ベンチ】

<寸法>

- 車椅子使用者と一緒に集えるよう、ベンチの隣に 1.5m×1.5m 以上の水平部分を設けることが望ましい。
- 平坦な場所に、通行の障害とならないように動線から 60 cm以上離して設置する。
- 腰掛け板の高さは、40cm 程度とする。

<設備・備品等>

- 両側には、手すり兼用となるような大きめの肘掛けを設ける。

【野外卓】

<寸法>

- 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間（高さ 65 cm以上、奥行き 45 cm以上が望ましい）を設ける。

<その他>

- 車椅子使用者が利用しやすいよう周囲に十分なスペース（1.5m 以上が望ましい）を確保する。

【水飲み場】

<寸法>

- 飲み口までの高さは 75cm 程度とし、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間（高さ 65 cm以上、奥行き 45 cm以上が望ましい）を設ける。
- 車椅子が接近し方向転換できるように、使用方向に 1.5m 以上かつ幅 1.5m 以上の水平部分を設けることが望ましい。

<設備・備品等>

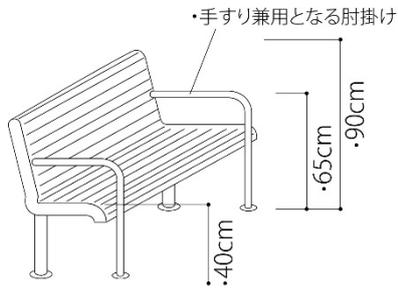
- 飲み口は上向きとする。
- 給水栓はレバー式、押しボタン式等の使用しやすいものを、手前で操作できるように取り付けることが望ましい。
- 水はね防止の細めのグレーチングます蓋にするなど、滞水しないよう配慮する。

<仕上>

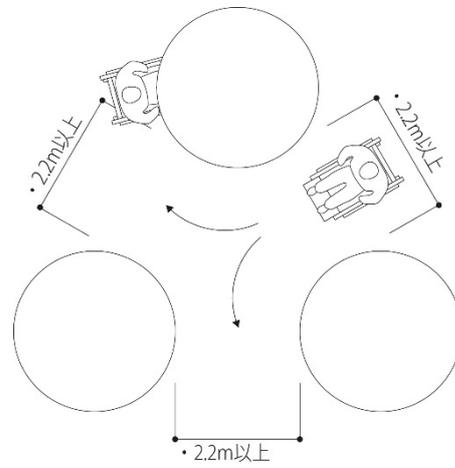
- 段差がなく平坦で堅くしまっていて、濡れても滑りにくい仕上げとする。

6 その他の施設

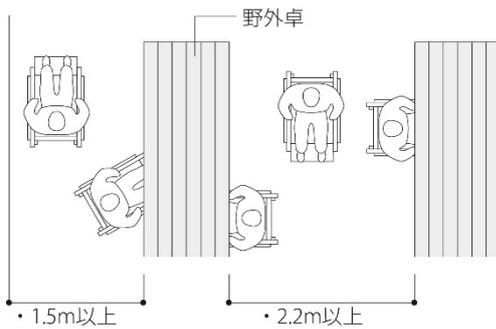
一般用ベンチの例 [図 6-1]



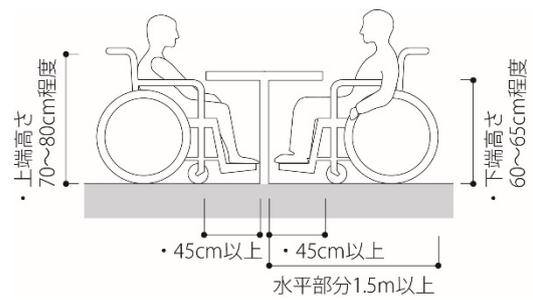
野外卓の例 1 [図 6-2]



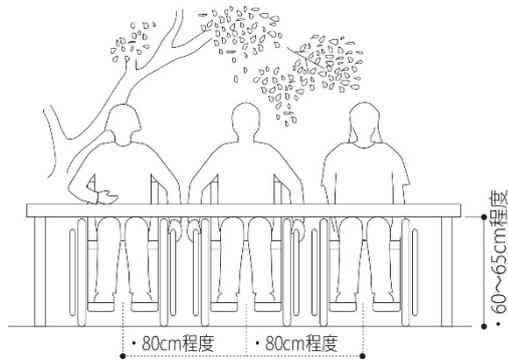
野外卓の例 2 [図 6-3]



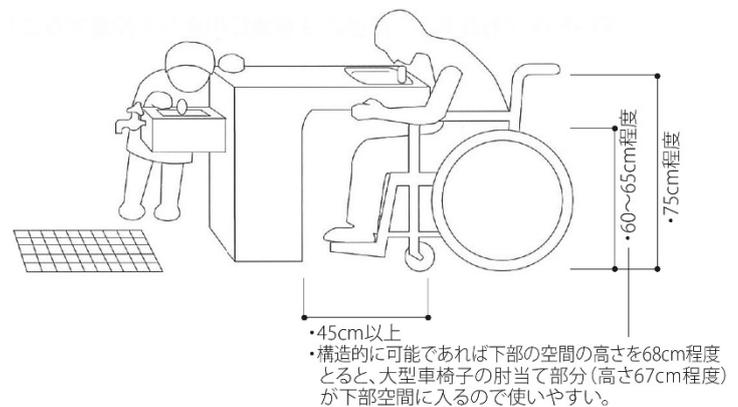
野外卓の断面の例 1 [図 6-4]



野外卓の断面の例 2 [図 6-5]



水飲み場の例 [図 6-6]



・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容